

## 豊岡市工業会規約

(名 称)

第1条 本会は、豊岡市工業会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、豊岡市中央町2番4号に置く。

(目 的)

第3条 本会は、交流の促進、工業振興、ものづくり支援等の事業を行うことにより、会員企業の振興を図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員間及び異業種間の連携
- (2) 産業技術に関する情報又は資料の収集及び提供事業
- (3) ものづくり支援事業
- (4) マーケティング支援事業
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(構 成)

第5条 本会は、技術力の向上、販路拡大を目指し、本市経済・産業の発展への強い志を持つ企業、大学等で構成する。

(入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 企業会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 企業会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

(役 員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監 事 若干名

2 役員は、総会において選任する。

3 役員は、役員会を構成する。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

3 監事は、本会の会計監査を行う。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の同意を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関する事項について、会長に意見を述べ、又は助言することができる。

(会議)

第13条 本会に総会及び役員会を置く。

2 総会は、毎年1回会長が招集する。但し、会長が必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 役員会は、必要に応じて会長が召集する。

(総会)

第14条 総会において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること

(2) 事業報告及び収支決算に関すること

(3) 規約変更に関すること

(4) その他必要な事項

(招集)

第15条 会議は、会長が招集する。

2 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、通知しなければならない。

(事務局)

第16条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、豊岡市、豊岡商工会議所、豊岡市商工会とする。

(事業年度)

第17条 この会の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、総会の決定を経て定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成23年4月25日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に開かれる総会は、第15条第1項の規定にかかわらず、幹事代表が招集する。

附 則

この規約は、平成25年4月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月22日から施行する。